

議案第19号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会  
会長 相川 宗一

項目	介護保険事業の取扱い
介護保険事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

第1号被保険者保険料	さいたま市の制度に統一する。
介護保険高額介護サービス費用貸付事業	さいたま市の制度に統一する。
介護保険低所得者利用料軽減事業	さいたま市の制度に統一する。
居宅サービス利用料負担額助成事業	さいたま市の制度に統一する。
住宅改修支援事業	さいたま市の制度に統一する。
介護相談員派遣事業	廃止する。

議案第 19 号関係（介護保険事業の取扱い）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 第 1 号被保険者保険料（65 歳以上） 平成 15 年度基準額（年額）37,106 円 納期（普通徴収） 6 月～9 月、11 月～2 月（8 期）</p> <p>2 介護保険高額介護サービス費用貸付事業 高額介護サービス費の支給までの間、当該 高額介護サービス費の支給見込額分を貸し 付ける。 ・貸付割合：対象額の全額 ・基金の設置：さいたま市介護保険高額 貸付基金 300 万円</p> <p>3 介護保険低所得者利用料軽減事業 国の特別対策事業及び市単独事業 ・高齢者施策：6 % ・障害者施策：3 % 市単独事業 6 %</p> <p>4 居宅サービス利用料負担額助成事業 真に利用料の支払いに困窮している低所得 者への助成 居宅サービスのうち療養管理指導、痴呆対 応型共同生活介護、特定施設入所者生活介 護、福祉用具購入費、住宅改修費を除く 9 種 類 ・助成率：第 1 段階 7 % 第 2 段階 5 %</p> <p>5 住宅改修支援事業 住宅改修について、改修を必要と認められ る理由書の作成料を支払う。 ・支給額：2,100 円 / 件 ・対象：担当介護支援専門員以外の介護 支援専門員等</p> <p>6 介護相談員派遣事業 実施していない。</p>	<p>1 第 1 号被保険者保険料（65 歳以上） 平成 15 年度基準額（年額）31,300 円 納期（普通徴収） 7 月～2 月（8 期）</p> <p>2 介護保険高額介護サービス費用貸付事業 高額介護サービス費の支給までの間、介護 サービス等に要する費用を支払うための資 金を貸し付ける。 ・貸付割合：対象額の 90 % ・基金の設置：岩槻市介護保険高額貸付 基金 300 万円</p> <p>3 介護保険低所得者利用料軽減事業 国の特別対策事業 ・高齢者施策：6 % ・障害者施策：3 % 市単独事業は未実施</p> <p>4 居宅サービス利用料負担額助成事業 市民税非課税世帯でかつ老齢福祉年金受 給者に 1/2、市民税非課税世帯の者に 1/4 の 利用料助成を行う。（施設サービスを含む。） ただし、居宅サービスのうち福祉用具購入 費、住宅改修費は除く。</p> <p>5 住宅改修支援事業 住宅改修について、改修を必要と認められ る理由書の作成料を支払う。 ・支給額：2,100 円 / 件 ・対象：介護支援専門員等</p> <p>6 介護相談員派遣事業 介護相談員が直接施設等を訪問し、介護サ ービス利用者の疑問や不満にきめ細やかに 応じることにより、苦情に至る事態を未然 に防ぐとともに、介護サービスの充実を図 る。</p>